

J A M 政策NEWS

2007年8月3日 第2007-59号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

消えた年金記録

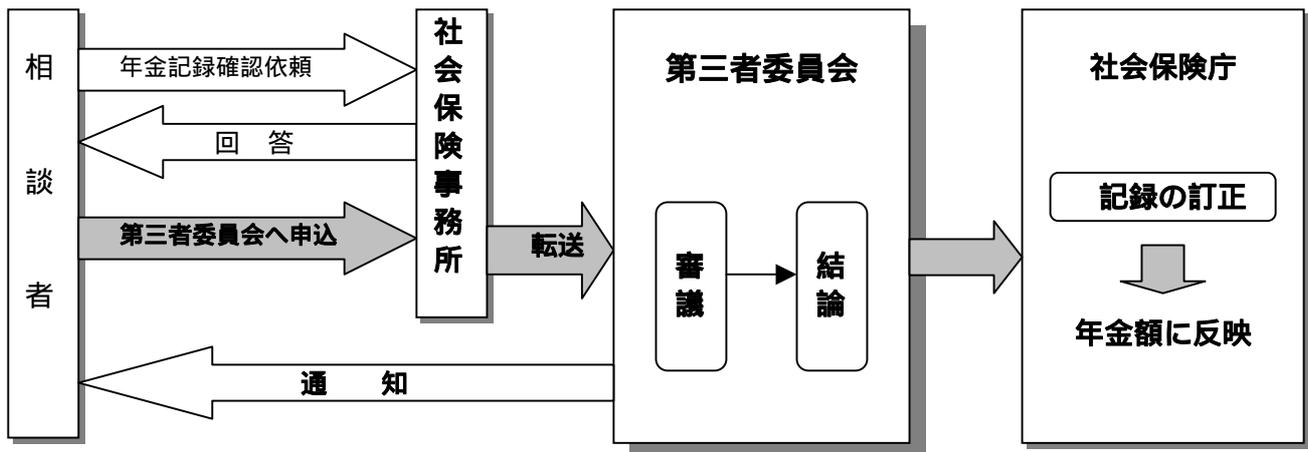
第三者委員会への申し込み受付始まる

7月17日から、「年金記録に係る確認申立書」の受付が開始されました。受付件数はすでに1352件に達しています。第三者委員会への申し込みは、まず社会保険事務所または年金相談センターで自分自身の年金記録の確認が必要です。社会保険事務所等からの回答に異議のある場合に、第三者委員会へ申し込みをすることができます。第三者委員会で審議の結果、新たな年金

記録が確認された場合は、記録の訂正が行われ年金額に反映されます。

これまでは、年金記録が訂正されたことにより、年金が増額しても時効消滅により5年前までしかさかのぼることができませんでした。しかし、年金時効特例法により全期間さかのぼって受給することができるようになりました。

手順は次の通りです。



職歴一覧を作ってみましょう！

2004年の年金改正で、年金個人情報の定期的な通知（ねんきん定期便）が行われることになりました。2007年からは35歳と45歳になった人を対象に先行して通知を行い、2008年4月からは全ての加入者に対し誕生日月に通知をする予定でした。しかし、社会保険庁は今回の事件により2007年12月から「ねんきん特別便」を年金受給者と加入者に送付することになりました。

「ねんきん特別便」が届く前に自分の職歴一覧を作ってみてください。これまで一度も転職したことがない方は、まず問題がないでしょう。何度も転職経験があり、「第2号被保険者 第1号被保険者」を繰り返したことがある方は、会社名・就職期間・会社の所在地を一覧表において、「ねんきん特別便」が届いたら付け合わせをしてください。

<ねんきん特別便送付スケジュール>

2007年12月～2008年3月 = 5000万件の名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方
 2008年4月～5月 = 年金受給者
 2008年6月～10月 = 現役加入者